

別表（第2条関係）

補助事業名	自家消費型住宅用太陽光発電設備等補助事業 (地域脱炭素移行・再エネ推進事業)
補助事業の目的	自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する市民を支援することにより、環境影響の少ない太陽光発電設備の設置を推進し、温室効果ガスの排出の削減を図る。
補助事業の対象となる者	次に掲げる要件を全て満たす者 (1) 姫路市内で自ら居住する新築・既築戸建て住宅に太陽光発電設備（自家消費型）及び蓄電池を一体的に導入する者 (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者 (3) 発電した電力量の30%以上を、補助事業に係る住宅の敷地内で自ら消費する者 (4) 補助対象設備の設置に関し、国の他の補助制度を活用しない者 (5) 兵庫県税及び姫路市税に滞納がない者
補助事業の対象となる経費	太陽光発電設備及び蓄電池の購入費用及びその設置に係る工事費用（それぞれ単体の導入は補助対象外） 自己所有に限る。
補助率及び補助金の額	予算の範囲内で、次に掲げる額 (1) 太陽光発電設備：7万円/kW（上限：5kW） ※太陽光パネルとパワーコンディショナー出力の低い値（小数点以下切捨て）に乗じて算出 (2) 蓄電池：蓄電池の価格（上限14.1万円/kWh）の1/3以内（工事費込み・税抜き）（上限：5kWh） ※20kWh未満の蓄電池に限る。 ※蓄電池容量は小数第2位以下切捨て
適用除外する条項	
その他の事項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収支予算書 2 事業計画書 3 誓約書 4 見積書及び見積内訳書の写し又は契約締結前の契約書及び契約内訳書の写し 5 (既築住宅の場合) 太陽光発電設備及び蓄電池を設置する土地及び建物の全部事項証明書又は固定資産税に係る評価証明書等の写し 6 (既築住宅の場合) 住民票の写し 7 設置する太陽光発電設備及び蓄電池の仕様が分かるもの(カタログ等の写し) 8 太陽光発電設備及び蓄電池導入前の現状写真 9 発電量及び自家消費量に係る根拠書類(シミュレーション等) 10 (太陽光発電設備等以外の国の補助金を利用する場合) 太陽光発電設備等について補助を受けていないことが確認できる書類 11 交付要件該当に係る確認書 <p>(指定期日) 市長が別に定める日</p>
第 8 条 第 1 項	<p>(軽微な経費配分の変更) 補助事業の対象となる経費相互間の20%以内の変更をする場合</p> <p>(軽微な事業内容の変更) 事業内容の新設、廃止以外の変更</p> <p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 姫路市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付決定通知書(写し) 2 変更収支予算書 3 事業計画書(変更後のもの) 4 見積書及び見積内訳書の写し又は変更契約書(案)及び変更契約内訳書(案)の写し 5 変更の内容がわかる資料(カタログ等) 6 発電量及び自家消費量に係る根拠書類(変更が生じる場合のみ) <p>(指定期日) 市長が別に定める日</p>
第 10 条 第 1 項	<p>(報告事項等) 必要が生じたときは別途通知する。</p>
第 12 条	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収支決算書 2 実績報告書 3 太陽光発電設備及び蓄電池の設置に係る契約書及び契約内訳書の写し(申請時に提出があった場合を除く。) 4 太陽光発電設備及び蓄電池の設置に係る請求書の写し 5 太陽光発電設備及び蓄電池の設置に係る領収書の写し 6 太陽光発電設備及び蓄電池の保証書の写し 7 (新築住宅の場合) 太陽光発電設備及び蓄電池を設置する土地及び建物の全部事項証明書等 8 (新築住宅の場合) 住民票の写し 9 電力会社との接続契約書、売電契約書等(FIT認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用)の写し

	<p>10 (非FIT売電無の場合) 逆潮流防止装置の設置が確認できる書類</p> <p>11 太陽光発電設備及び蓄電池が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類</p> <p>12 建物の外観及び設備の設置が確認できる写真</p> <p>13 兵庫県税の滞納がないことを証明する書類、姫路市税の滞納がないことを証明する書類等</p>
<p>第20条 第1項</p>	<p>(指定期日) 市長が別に定める日</p> <p>(処分制限期間) 法定耐用年数 太陽光発電設備：17年 蓄電池：6年</p>